

弁理士制度小委員会報告書への対応状況

参考資料4



	法改正	特許庁における取組	弁理士会における取組
弁理士の社会的使命の明確化	済	—	弁理士が使命を果たすべく、会の自治に基づいて、会員たる弁理士に対する規律の維持、必要な場合における適切な処分及びその公表など運営管理やガバナンスの強化など使命の具体化に取り組む。
日本弁理士会に対する監督権限の緩和	済	—	会の自治に基づいて、自主的な規律が発揮されるよう取り組む。
大規模特許事務所の在り方(利益相反規定等について)	済	—	特許事務所内のチャイニーズ・ウォール・ルールの明確化等を徹底するため、倫理ガイドラインを改訂するとともに、弁理士法改正に関する必修研修を実施。
秘匿特権に関する取組の推進	—	WIPOやB+において国際的な枠組み作りに向けた国際交渉に取り組むとともに、米国の裁判例の状況調査を行った。	秘匿特権が認められるような企業内・事務所内での体制作りに向け、書簡等に付記する表示の例文を提供。今後は裁判例を分析し、ガイドライン等で会員に周知。
非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保	—	非弁理士行為(弁理士法第75条違反)の蓋然性が高い行為を調査し、必要に応じて代理人への確認等を実施している。	—
弁理士の相談業務	済	—	コンサルティング能力向上に関する研修等を実施。
小規模特許事務所の在り方(一人法人制度等について)	—	—	弁理士が退職又は死亡した場合の事業承継ルールの策定支援の取組を実施。
弁理士に対するアクセスの改善	—	「知財総合支援窓口」の機能強化のため、知財の専門家(弁理士及び弁護士)を定期的に配置。	出願等支援制度などの中小企業支援事業の更なる拡充を検討中。中小企業への各種支援制度に関する研修の拡充、業務実績等からの検索など「弁理士ナビ」の充実を実施。
弁理士試験の充実	—	工業所有権審議会における審議を踏まえ、弁理士法施行規則を改正した(短答式筆記試験への科目別合格基準の導入等)。平成28年度試験より実施。	—
実践的な研修を含めた研修の多様化	—	報告書の方向性に沿って、特許庁と弁理士会で運用の見直しを実施。	・明細書作成等の実務能力を向上するため、新人研修等の取組(弁理士育成塾)を実施。 ・継続研修の拡充により、専門技術分野の能力、外国制度の知識等を向上。また、受講歴の見える化を実施。

(出典)産業構造審議会知的財産分科会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」(平成26年2月)に基づいて作成